

水素インフラ規格基準委員会（平成 29 年度第 2 回）議事録

- ◇ 日 時：平成 29 年 12 月 22 日(金) 10:00～12:00
- ◇ 場 所：石油エネルギー技術センター 第 1 会議室
- ◇ 出席者
- 委員：門出委員長、今井委員、河村委員、近藤委員、名取委員、藤本委員、三浦委員
- オブザーバー：METI 高圧ガス保安室 野田様
METI FC 戦略室 吉川様
KHK 井口様
東邦大学 佐藤様
FCCJ 大場様
- 事務局(JPEC)：二宮、小林、佐藤、吉田、高井、主藤、岡崎、藤澤、大島、笹川、森本、福本、小森、権田
-

《審議結果》

下記の 2 件について審議を実施した。審議結果は以下のとおり。

①圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008（案）の審議

- 委員長の発議により、本基準案を JPEC-S 化することについて採決を実施した。その結果、出席委員 7 名のうち、7 名全員の賛成を得て、本件は承認された。

②水素スタンドで使用される低合金鋼製蓄圧器の安全利用に関する技術文書 JPEC-TD 0003（案）の審議

- 委員長の発議により、本技術文書案を JPEC-TD 化することについて採決を実施した。その結果、出席委員 7 名のうち、7 名全員の賛成を得て、本件は承認された。
-

《議事詳細》

1. 開会

当日は委員長および委員を含めて 7 名の出席で議事に入った。なお、欠席されたのは、熊崎副委員長、遠藤委員及び小幡委員の 3 名である。

2. 資料確認

配布資料に関して落丁等が無いことを確認した。

3. 議事

①「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008 (案) について」【審議】

事務局より、資料 17-02-距離 01(「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008」の検討)を用いて、NEDO 事業における「距離規制見直し検討会」、「規制適正化検討委員会」等の審議、また、自主基準制定のための JPEC 自主事業における「距離規制代替措置基準分科会」の審議を経て、今回、本委員会に付議されるに至った経緯が説明された。その後、JPEC-S 0008 の概要を説明し、資料 17-02-距離 02(「圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンドの距離規制の代替措置に関わる技術基準 JPEC-S 0008 ドラフト」)を JPEC-S 化することに関して、審議を実施した。

<主な質疑応答>

(委員)5m 離れた位置で水素濃度 1%以下になることを確認したのか？

(事務局)確認済みである。

(委員)滞留しない構造として、蓄圧器等のケーシングに設ける開口部について、「2 方向以上」という記載を入れる必要はないか？

(事務局)この基準の基本的な考え方として、事業者に設計の自由度を持たせることを重視した。この考え方にに基づき、指摘の記載を規定文中に入れないこととした。

(委員)火気を取り扱う施設との距離は適用範囲に含まれないのか？

(事務局)適用範囲外である。

(委員)圧縮水素スタンドを訪問すると、大きな障壁があるのが印象的である。この代替措置を適用した場合、どの程度、障壁が小さくなるのか？一概には言えないだろうが、イメージ図等を用いて具体的に示すとわかりやすくなる。

(事務局)ご助言感謝する。この JPEC-S を対外的に説明する機会には、そのような説明を取り入れたい。

(委員長)その他、質問やコメントはないようなので、本技術基準案を JPEC-S 化することについて採決を実施する。

⇒出席委員 7 名のうち、7 名全員の賛成を得て、本件は承認された。

(事務局)ご審議感謝する。この後、速やかに所内手続きを終え、JPEC-S 0008 (2017) を発行する。今後、METI 殿では、JPEC-S の取り扱い等、どのように対応するお考えか？

(オブザーバー)この JPEC-S を引用する方向で、例示基準改正を検討中である。

②「水素スタンドで使用される低合金鋼製蓄圧器の安全利用に関する技術文書 JPEC-TD 0003 (案) について」【審議】

事務局より、資料 17-02-低合金 01 (「水素スタンドで使用される低合金鋼製蓄圧器の安全利用に関する技術文書 JPEC-TD 0003」の検討) を用いて、NEDO 事業における「低合金鋼技術文書検討 TF」、「ステアリング委員会」等の審議、また、自主基準制定のための JPEC 自主事業における「低合金鋼技術文書検討分科会」の審議を経て、今回、本委員会に付議されるに至った経緯が説明された。その後、JPEC-TD 0003 の概要を説明し、資料 17-02-低合金 02 (「水素スタンドで使用される低合金鋼製蓄圧器の安全利用に関する技術文書 JPEC-TD 0003 ドラフト」) を JPEC-TD 化することに関して、審議を実施した。

<主な質疑応答>

(委員) 今後、この JPEC-TD を JPEC-S にする予定はあるのか？

(事務局) KHK 殿において、Type3 と Type4 の蓄圧器に関する技術文書である KHKTD5202 (圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する技術文書) があり、現在、KHKS 化に向け、審議中である。この KHKS 化の審議の中で、今回の JPEC-TD 0003 の内容や、現在検討中である Type2 の蓄圧器に関する内容が取り込まれる方針であると認識している。

(委員) シャルピー衝撃試験を -60°C まで実施しているが、それより低い温度は実施しないのか？

(事務局) 適用範囲として、設計温度を -30°C から 85°C としている。一般的な蓄圧器の使い方であれば、この範囲で対応できると考える。

(委員) 一般高圧ガス保安規則の第 6 条が適用される水素スタンドや水素供給設備においても、この JPEC-TD 0003 を利用することができるのか？

(事務局) 第 7 条の 3 が適用される水素スタンドを想定しているが、第 6 条が適用される水素供給設備等においても、第 7 条の 3 が準用される場合には、この JPEC-TD 0003 をご利用頂きたい。

(委員長) その他、質問等ないようなので、本技術文書案を JPEC-TD 化することについて採決を実施する。

⇒出席委員 7 名のうち、7 名全員の賛成を得て、本件は承認された。

4. その他

(事務局) JPEC-S 0008 及び JPEC-TD 0003 の 2 件に関するご審議感謝する。今後、JPEC 内の事務手続きを終えた後、ホームページで公開させて頂く。公開後は、FCCJ 等を通じて幅広く周知されることを期待する。本日は長時間にわたりご審議頂き、感謝申し上げます。

以上